

※改定部分を下線で示した。

滄溟会関東支部会則 (改定案)

第1章 総則

第1条 (名称)	滄溟会関東支部 (以下本支部という) と称す。
第2条 (設置)	本会則は <u>国立研究開発法人 水産研究・教育機構 水産大学校</u> (以下母校という) 同窓会の滄溟会会則第6条に基づき設置された本支部の会則 (以下会則という) である。
第3条 (目的)	本支部は会員相互の親睦と知識の向上を図り、母校とのつながりを強め、母校の存続を支持し、同窓生の豊かな生活に寄与する事を目的とする。
第4条 (事業)	第3条の目的を達成するために次の事業を行う。 (1) 講演会及び座談会の開催 (2) 業界情報及び求人・就職情報の提供 (3) その他必要と認める事項
第5条 (事業年度)	事業年度は毎年6月1日から翌年5月31日までとする。
第6条 (施行細則)	細則は必要に応じて役員会で定める。

第2章 会員

第7条 (会員の種類)	本支部会員 (以下会員という) は正会員、特別会員および名誉会員とする。
第8条 (会員の資格)	資格は滄溟会会則第10条に準じ、関東地区 (東京、神奈川、埼玉、千葉、栃木、茨城、群馬、福島の1都7県) に在住又は勤務する滄溟会会員とする。
第9条 (除名)	会員の中で次に当たるものは総会の決議により除名する事がある。 2 本支部の名誉を著しく傷つけまたは本支部の目的に反する行為があったと役員会が認めた者。

第3章 会費

第10条 (会費)	会員は本支部会費 (以下会費という) として年1,000円を納入する。 また、60歳以上の会員は終身会費として10,000円を納入とすることもできる。 但し、教職にあった特別会員は会費を免除する。 2 納入された会費は返戻しない。
-----------	--

第4章 役員及び事務局

第11条 (役員)	本支部には次のとおり、滄溟会関東支部役員 (以下支部役員という) と滄溟会本部役員 (以下本部役員という) を置く。 支部役員 支部長 1名 事務局長 1名 副支部長 4名 監査役 若干名 顧問 若干名
第12条 (役員を選出)	本部役員 理事 4名 2 支部役員は役員会で選出され支部総会 (以下総会という) で承認される。 但し、顧問は支部長経験者のうち役員会の推薦を受け総会の承認を得て支部長が委嘱する。 本部役員は <u>滄溟会細則役員選出規程第2条に基づき、支部役員の中から本人の承諾を得て現行役員会で選出する。</u>
第13条 (事務局)	2 本支部の会務運営を目的とした事務局を設置し、必要に応じて事務担当者を置くことが出来る。 3 事務局長は役員会で選出され、支部長がこれを委嘱する。
第14条 (職務)	2 事務局長は役員が兼務できる。 2 支部長は本支部を代表し会務を統轄する。 3 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故ある時はこれを代理する。

第 15 条 (任期)	4	監査役は本支部の財務状況および業務執行の状況を監査する。
	5	顧問は本支部の運営に適切な助言を行う。
	6	事務局長は会務を担当し事務局を統轄する。 本部理事は本部理事会で本部運営にあたる。
	2	本会役員の任期は2年とし再選を妨げない。 補充された本支部役員の任期は 前任者の残存期間とする。

第5章 会議

第 16 条 (会議)		会議は総会、役員会、支部連絡委員会とする。
	2	総会は定期総会と必要に応じて臨時総会を設ける。
	3	総会は支部の最高意思決定機関である。
第 17 条 (議長及び議決)		会議の議長は相互推薦とする。
	2	会議の議決は出席者の過半数で決し、同数の場合は議長がこれを定める。
第 18 条 (定時総会)		定期総会は原則として毎年1回滄溟会本部総会以前に開催する
第 19 条 (臨時総会)		臨時総会は役員会で必要と認めたととき開催し支部長が召集する。
	2	本支部会員総数の5分の1以上からあらかじめ会議の目的とする事項を示され、請求があったとき開催し支部長が召集する。
第 20 条 (総会招集及び 議決方法)		総会は支部長がこれを招集する。10日以前に日時、場所および会議の目的事項を書面で会員に通知する。
	2	総会は会員の20分の1以上の出席(欠席会員の委任状を含む)がなければ議決する事ができない。
	3	但し、欠席会員は出席会員に委任して表決を行う事ができる。
	4	会則の変更は出席会員の4分の3以上(欠席会員の委任状を含む)の同意を必要とする。
第 21 条 (総会の決議 事項)		総会に提出し議決を必要とするものは次のとおりである。 (1) 会則の変更 (2) 貸借対照表、財産目録および収支決算書の承認 (3) 基本財産の処分 (4) その他役員会において必要と認められたもの
第 22 条 (総会の報告 事項)		総会に提出し報告を必要とするものは次のとおりである。 (1) 前事業年度の事業報告および次年度の事業計画 (2) 業務及び会計監査の結果に関する監査役の報告 (3) 役員選出の結果 (4) その他役員会で必要と認められた事項
第 23 条 (役員会)		役員会は会則第11条、12条によって選出された役員で構成し支部長が随時召集する。
	2	役員会は支部運営に関する意思決定機関である。

第6章 資産及び会計

第 24 条 (基本財産)		次の各号に当たる資産はこれを基本財産とし、これを処分する場合には総会の決議を得る。 (1) 本会が保有する定期性預貯金 (2) 基本財産に編入の指定をもってなされた寄付金あるいは寄付物件 (3) 寄付金、剰余金その他の収入を支部役員会で基本財産に編入する事を議決したもの (4) 基本財産の運用方法は役員会で決議する
第 25 条 (会計)		本支部の運営経費は支部会費、寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。
	2	本支部の帳簿および記録は会員の請求があった場合には閲覧させなければならない。
第 26 条 (寄付)		本支部に寄付金 もしくは寄付物件があるときは役員会の決議を経てこれを受領することができる。
第 27 条 (会計年度)		会計年度は事業年度と同じとする。
第 28 条 (収支予算の 作成)		支部長は年度の初めに収支予算書を作成し、役員会の承認を受けた後、総会に提出する。

第29条 (決算報告書の作成)	支部長は会務決算報告書を作成し、監査役の監査を受け、総会に提出する。
第7章 その他	
第30条 (その他)	本会則に網羅されない事項が生じた時は役員会で協議し、必要に応じて総会議決とする。

付則

この会則は平成29年6月1日から効力を発効する。